

様式第1（第15条関係）

会 議 録

| | |
|---------------------------------------|---|
| 会議の名称 | 第4回 和泉市文書館業務検討委員会 |
| 開催日時 | 令和3年8月11日（水）午後1時30分から午後3時30分まで |
| 開催場所 | オンライン会議 |
| 出席者 | 塚田委員長、佐賀副委員長、佐々木委員、島田委員、前田委員 事務局：小川教育長、生涯学習部 辻部長、辻野次長、文化遺産活用課 森下課長、 乾総括参事兼課長補佐、千葉係長、村上、山下、永堅、細川、総務部総務管財室 澤 田総括主査 |
| 会議の議題 | 1. 文書館業務にかかる基本的な考え方について 2. その他(事務連絡等) |
| 会議の要旨 | 1. 前回（第3回）の議論を踏まえ、文書館業務にかかる基本的な考え方について、 事務局から修正案を提案した 2. 事務局修正案について確認を行い、答申案を取りまとめた |
| 会議録の 作成方法 | <input checked="" type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> 要点記録 |
| 記録内容の 確認方法 | <input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> その他（出席した委員全員の確認を得ている） |
| その他の必要 事項（会議の 公開・非公開、 傍聴人数等） | 会議は公開（オンラインのみ）とした。 傍聴者はなし。 |

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

・司会（文化遺産活用課長 森下）

第4回和泉市文書館業務検討委員会を始めます。本日の進行を務めます文化遺産活用課の森下です。本日はお忙しい時期にご参加下さり、ありがとうございます。大阪府に緊急事態宣言が発出されていることから、当委員会規則第7条第1項の規定により、今回の会議はオンラインで開催します。なお、オンライン会議にあたっては、前回同様、佐賀副委員長にご手配頂きました。

1年前に始まった当委員会も最終回を迎えました。本日は答申に向け、内容を確定したいと思います。よろしくお祈いします。

議事に入る前に、本日の配布資料の確認をします。（配布資料の確認）

本日の委員会は委員5名全員にご出席頂いたので、会議が成立していることをご報告します。

事務局の出席者をご紹介します。（事務局出席者紹介）

以降の議事進行は、塚田委員長にお願い致します。

・塚田委員長

前回同様、この会議は非公開の要件がないので公開としますが、今回はオンライン会議のため、傍聴は事前申込み制にしました。応募状況はいかがですか。

・事務局（森下）

傍聴の応募はありません。

・委員長

会議録につきましては後日公開したいと思いますますが、異議ありませんか。

・全委員

異議なし。

・委員長

文書館業務の基本的な考え方について、前回までの議論を踏まえ、事務局で再調整して頂きました。教育委員会への答申に向け、その修正点を確認し、提言書の内容を固めたいと思います。事務局から今回の修正点の説明をお願いします。

・事務局（文化遺産活用課 細川）

資料「見え消し版」を用いてご説明します。「溶け込み版」は適宜ご参照下さい。

まず、表題を変更しました。これまでは『（仮称）いずみの国文書館業務に関する...』としていましたが、後ほどご説明いたします通り、いずみの国歴史館との一体運営を目指したいということもありますので、「いずみの国文書館」という名称がそぐわなくなるかと思い、より一般的な呼び方として、『和泉市文書館業務に関する...』と修正したものです。

また、全体を通して、完成版を念頭に置き、前回からレイアウトも修正し、目次も付けました。

「はじめに」は、論旨に関わる修正点でなく軽微な修正のみなので、ご説明は省略します。

次に「1. 基本理念」です。基本理念を一言で集約した括弧内の部分について、色々ご意見を頂きましたが、その後塚田委員長とご相談し、「歴史に学び、現在を捉え、未来を見通す文書館」としました。ここについては、後ほど委員長からコメントを頂戴したいと思います。

それから、最後の部分の※印ですが、これは上から4行目の「地域の公共財である文書※」に対応しています。「3. 文書館の機能」で記述していたものを、文書について言及した最初の部分に持ってきた方がよいというご意見がありましたので、移動させたものです。

「2. 文書館の役割」の前文は、以前のものがあっさりしすぎたので、充実させました。新しい事を書いたのではなく「1. 基本理念」を踏まえたものであることをより明確にしたものです。

「3. 文書館の機能」ですが、先ほど申したように、前文の最後の2行「なお」以下を、「1. 基本理念」の末尾に移動しました。

「(1) 文書の収集、整理、保存、補修」ですが、この機能が文書館の根底をなす機能であるということをも明記しました。「3. 文書館の機能」では(1)～(6)の6つの機能を挙げていますが、これらの機能の重要性は必ずしも均等ではなく、(1)の収集、整理、保存、補修の機能があるからこそ、(2)以降が機能します。したがって、(1)の機能が文書館の第一義的な機能です。このことがこれまで書けておらず、今回追加したものです。その後の「収集した文書は、末永く調査研究や公開ができるよう適切な整理を行い」も、(1)があっちはじめて(2)以降が機能するという意識を挿入した文言です。

「また、」の段落は、第3回会議で「文書館が主体である」ということをもっとはっきりさせた方がよいとのご意見があり、修正したものです。

ア)については、この最後の段落に、「地域の歴史を跡づける公共財・市民共有の知的資源」ということを書いていました。前回の会議の際、この書き方について悩んでいるとお話し、色々なご意見を頂きました。その後、この「市民共有の知的資源」という言葉について考えました。言うまでも無く「市民共有の知的資源」は公文書管理法の「国民共有の知的資源」を意識して用いたものですが、「国民共有の知的資源」という言葉がどのように生まれたのかを調べてみますと、公文書管理法の制定に向けた有識者会議の最終報告の段階では、「国民の共有財産」という言葉が用いられていました。その後、法案が取りまとめられていく中で、「共有財産」という言い方が法律用語としてどうかという意見があり、似た言葉として「国民共有の知的資源」という言葉になったようです。こうした経緯ですので、この文章中で無理に書き分けようとせず、一本化して、「地域の公共財」ということを基本に据えれば十分ではないかと思い、「知的資源」は削除しました。

イ)の収集対象となる文書を列挙しているところの4つ目についてです。ここは、前回会議で「市とは市域のことを指すのか、行政の単位としての市を指すのか」というご意見があり、修正しました。

その2段落下の「また」以降の部分ですが、ここは佐々木先生にご教示頂き、新しく書きました。ここでは、ポーンデジタルの公文書についても留意が必要だということを書きました。2014年(※会議資料中「2014年度」の「年度」は誤り)に本市は電子決裁を導入しており、事実、ポーンデジタルの公文書が増えています。電子決裁導入後に発生した10年保存の文書の廃棄のタイミングが近づいており、時期的にもこうした文言を入れた方がよいのではないかと考えて、追加しました。

「（２）文書の調査研究」は軽微な修正なので、確認だけにします。

「（３）文書の公開、レファレンス」については、先ほどのア）と同様に「地域の歴史を跡付ける公共財」であるということに一本化したものです。

公開の制限について言及しているところですが、公開が制限された場合にそれが妥当かどうかを検証する仕組みが必要であるというご意見がありましたので、修正したものです。

それから、デジタルアーカイブについて書いているところですが、「デジタルアーカイブの公開も必要です」としていたところを、まずは構築が必要であることから、修正をしています。

「（５）文書の保全」は、前回の佐賀先生のご意見を踏まえ「市内外の機関、団体、個人と連携し」と挿入しました。

「（６）和泉市史の刊行」は軽微な修正ですので、説明は省略します。

次の「４．施設、体制などについて」は、今回大きく修正を行った箇所です。

まず「（１）人材」ですが、「文書館の業務は、地域資料に関すること、歴史公文書に関すること、普及事業に関することなど多岐にわたることから、それぞれの業務を連携して担えるじゅうぶんな人数の常勤の専任職員の配置が必要であると考えます」と加えました。前回の会議では、具体的な３つの役割「地域資料担当」「歴史公文書担当」「普及事業担当」を挙げていましたが、実際はきっちり担当を分けられないと思いますので、このような書き方にしました。

「（２）施設」は、前回までは「書庫スペース」という表現をしていましたが、「書庫」が、一般図書や公文書を収納する場所をイメージさせるのではないかとご意見がありました。しかし、「収蔵庫」とすると、モノ資料をイメージしてしまうというご意見もあり、一般的な言い方ではないかもしれませんが、「文書庫（もんじょこ）」としました。

その次の段落については、第３回会議でのご意見を踏まえ、未燻蒸の文書と燻蒸済みのものとの動線が交錯しないようにするということに加え、そもそも保管場所を分けておく必要があるということを書き加えました。

「（３）設置場所」についてですが、前回までははっきりとは書いていませんでしたが、条件を満たす場所としてまなびのプラザが候補になると記しました。まなびのプラザに文書館機能を持つていくことで、いずみの国歴史館との一体運営が可能となり、ゆくゆくは歴史系総合博物館を目指すことができるということや、市民にとっては歴史に関する問い合わせ窓口が一本化されるというメリットがあるのではないかとこの思いがあり、「文書をふくめた文化財の保存、調査研究、公開、活用を総合的に推進することができる」としました。

「（４）設置の根拠」ですが、これは前回「例規など」としていました。本文に修正を加えてはいますが、内容的には変わらず、条例での設置が必要であるということを書いています。

「（５）運営体制」については、前回の委員会でも、文書館の業務は市の責任として行わねばならないというご意見が何度か出ました。特に歴史公文書について強く言えることだと思いますが、文書の収集、保存や、公開の判断を始めとする文書館の業務は市の責任において行われるべきものであって、指定管理者制度は馴染まないと書いています。この点については、資料はお配りしていませんが、参考資料を画面で共有します。『東京都公文書館在り方検討会議報告書』というもので、インターネットで公開されているものですが、これは東京都公文書館が移転するにあたっての検討会議の報告書です。そこには、指定管理にした場合の課題などが書かれていて、参考になるのではないかと思います。

す。そもそも論として、公文書館の性格上、指定管理が馴染まないということではありますが、仮に指定管理者制度を導入したとしても、効果的な管理運営が期待できないということが書かれており、制度の趣旨という観点から見ても、公文書館には指定管理がそぐわないということだと思います。

次に「(6) 必要な例規、基準の整備、運用」についてですが、ここは前回の資料では「例規など」として、設置の根拠と一緒にしていたところですが、独立させました。ここに書いているのは、主に公文書のライフサイクルについてです。歴史公文書の適切な移管は、現用の段階から適切に公文書管理をするということが大前提です。文書管理担当部署、今で言うところの総務管財室において、「保存年限の見直しも含めた公文書管理に関する条例の検討が必要である」としました。

「(7) 運営協議会の設置」についてですが、ここは前回の会議のご意見を踏まえて加筆したところです。運営協議会の構成として、「第三者的な立場からの意見、助言ができるよう、学識経験者や市民」としました。

最後の「おわりに」については、今回新しく塚田委員長にご執筆頂きました。本文の内容をまとめて頂いていますが、そこに「文書館は今こそ必要である」ということが強調された文章です。こちら後ほど委員長からコメントを頂戴したいと思います。

「見え消し版」のご説明は以上ですが、今回、新しく巻末資料を作りましたので、簡単にご説明します。「溶け込み版」の11ページからで、資料1～6があります。殆どがこれまでの会議で配布した資料を最新版に直したものです。

資料1は当委員会の規則、資料2が委員名簿、資料3が当委員会のこれまでの開催状況です。第4回会議の事務局出席者は資料配布後に変更になったので、後ほど修正します。資料4の関係法令についても、以前お配りした資料です。市史編さん大綱や総合計画の関係箇所などです。その他、本市の文書取扱規則や関係する法律を載せています。資料5の年表も第1回の会議で配布したものをベースに内容を最新版にしたもので、大きくは変えていません。資料6のスケジュールは、この間の庁内における調整なども踏まえ、変更があります。この点は当課の森下課長からご説明します。

・事務局（森下）

令和7年が市役所分館除却の年なので、それまでに市史編さん室を移転させ、文書館としてスタートさせなければなりません。その間に、公文書管理条例含め、文書館の設置の根拠になる条例や、公文書の評価選別基準などを総務管財室と協議しながら、具体化を図りたいと思います。基準の案ができましたら、実際に公文書の評価選別も始めたいと思います。ハード面については、先ほど申した通り、遅くとも令和6年度中には市史編さん室を分館から移転させねばならない訳ですが、現在の市史編さん室は、第1回会議の際にご覧頂いたとおり、雨漏りやエアコンの不調もありますので、先行してまなびのプラザに移転することはできないかと、現在庁内で調整しているところです。その場合、分館はしばらく残りますので、雨漏りしていない部屋を文書庫として使用し、令和7年の除却までに新しい文書庫を確保したいと考えています。令和4年～令和6年の具体的なスケジュールはまだできていませんが、令和7年のスタートに向けて、前倒しできることは前倒ししたいということで調整をしています。

・事務局（細川）

事務局からの説明は以上です。

・委員長

私から補足するように言われた点もありますが、補足だけではなく、もう一度この提言書の案を読んで思った点も含めて、また、軽微な修正が必要と思われる点もありますので、私から発言します。

この文章のタイトルを『和泉市文書館業務...』と修正するという説明がありました。これは1ページに書いてある通り、元は「和泉創発プラン」の中で、「(仮称)いずみの国文書館開設」と書かれていたことからそのようなタイトルにしていたということですが、これが現実にならないうちで、名称の再検討が必要であろうということになりました。開設が目前のことになってきて、「和泉市文書館」という、ある意味一般的な呼び方に戻したということだと感じています。

2ページ目の「基本理念として一言で集約すると」というところですが、「過去に学び」を「歴史に学び」と変えてはどうかという提案をしました。そんなに深い意味があるわけではありませんが、やや包括的な言い方で、もう少し広い理念的な文言にするには「歴史に学び」とした方が良いかなどという意味で提案したものです。

「2. 文書館の役割」では、もう一度「1. 基本理念」を踏まえ直すような加筆を行うということで、より良くなったと思います。

「3. 文書館の機能」で充実された部分はとても重要だと思っています。以前から書かれていましたが、(1)から(6)の6つの機能は別々のものではなく、相互に関連し合いながら発揮される機能です。それと同時に、(1)の文書を収集、保存し、後世に残すという機能が、根幹になります。それがベースにあってはじめて(2)以降があるということが明確にされた点が、とても良いと思います。

また、文書の整理や補修などの作業については、文書館が主体となって行うと同時に、幅広い市民との協働であるということも、前回の議論を踏まえて明確になったと思います。

文書館で収集、整理、保存、補修を行う対象の文書の説明がア)～ウ)ですが、このア)～ウ)についても、収集や保存に繋がっていくような形で説明されているということも、この文章を理解する上で重要な点だと思います。この説明が、文書館の機能の根幹となるところに記載されているということも意味があると思います。

ア)とイ)が基本であり、公文書の範疇ではないけれども行政として重要なものとしてウ)が位置づいているという関係であるため、ウ)の説明が簡潔になっているということだと理解しております。その上で、前回の議論と反対のことを言うかもしれませんが、改めて読み直してみても気づいたことがあります。「見え消し版」4ページに記載されている、5つの収集の対象とすべき公文書ですが、1つ目の「実施機関」が「和泉市そのもの」であると思うと、3つ目の「市の組織」というのは、1つ目と重なっていて、修正前の「市の歴史、文化...」というのとは、文字通り「市域の歴史、文化...」と理解すべきだったのかな、という気もしています。重なっていても差し支えないのですが、改めて読んでみて、重複しているかもしれないと思ったということだけ言っておきたいと思います。

5ページの(2)以下ですが、資料を収集、保存し、活かすということの前提として調査研究が必要であるという意味で、(2)が位置づいています。もちろん調査研究そのものが文書を活かすことだとも言えますが、一方で、(3)以下の活用や利用の前提をなす意味を持っていることは間違いあ

りません。その上で、文書の公開やレファレンスがあり、これは文書の利用の促進ということに繋がりますし、その前提の上に立って、「(4) 調査研究成果の共有・情報の共有」ということが記されていて、非常に論理的に展開するような形で位置づいていると改めて思いました。

6ページの「教職員向けの研修や教材研究に関する協力」とありますが、ここはちょっと言葉が落ち着かないと思うので、「教職員向けの研修や教材研究への協力」としても良いと思います。

(1)～(4)と非常に論理的に展開し、その次に「(5) 文書の保全」とありますが、近年の日本列島社会において災害が頻発しているという中で、直面せざるを得ない可能性もあるということ、ここに書かれるのは適切だと思いますが、それと同時に平常時のことについても書かれていることが重要です。文書館に収集されたものだけではなくて、市民の元にある文書も視野に入れて保存や活用に繋げていこうという意味での「文書の保全」の項目が位置づいていると理解しました。

それから、「(6) 和泉市史の刊行」も、内容的には文書の活用の一環であると同時に、やはり文書館の計画が市史の蓄積の上に立って構想されているということから言って、ここに特筆されることに大きな意味があると思います。また、究極的に文書の保存や活用の重要な成果や意味づけとして地域の歴史が叙述という形で示される必要がある、このことがとても重要だと、改めて読んでみて考えました。

「4. 施設、体制などについて」も、先ほどの説明にあったように、非常に充実させられて良かったと思います。

「(1) 人材」について、文書館の業務は広範にわたることから、専任職員の配置が必要であると指摘されていますが、それぞれが有機的に機能を担うというような体制が必要だと思います。

「(2) 施設」のところで、「文書庫(もんじょこ)」という表現があります。説明を聞いて理解しましたが、2行目に「市史編さん室の資料保管庫」と書いてあり、これとの関係はどういうことかなと気になりました。

「(3) 設置場所」や「(4) 設置の根拠」、「(5) 運営体制」、「(6) 必要な例規、基準の整備、運用」、「(7) 運営協議会の設置」等についても、充実させられて、理解しやすくなっていると思います。

文書館の設置についての議論の経緯を踏まえれば、文書館が市の直営であるのは当然だと思いがら、第1回、第2回と議論してきました。しかし、「公の施設」であるということから、指定管理者制度を思い浮かべる人がいるかもしれないが、それはふさわしくないということ、きちんと文章化しておく必要があるということで、第3回、第4回と議論してきたというのが私の理解です。7月9日に開かれた市史編さん委員会で、我々の検討委員会の議論のプロセスについて私以外の編さん委員がご存じない中で、「今ごろ、指定管理はなじまないというような議論をしているのですか？それは当然のことでは？」というご質問・ご意見があり、副市長からも指定管理は馴染まないという趣旨のご発言もありました。そういうことで、当然と思っていたことははっきり文章にしておく必要があるということで、今日の最終の案になっていると思います。そういうことで、(5)の記述というのは、しっかり書いてあると思います。これまでは指定管理を想定していなかったので書いていなかったけれども、しっかり書いておく必要があるのだと改めて思っています。

(6)は、「文書管理担当課において、保存年限のあり方の見直しも含めた」ということについて、もう一度説明頂きたいと思います。

(7)は項目名が「運営協議会の設置」なので、1文目の「...協議する機関」を運営協議会だと言っていることは明らかですが、「なお、運営協議会は」という文が加えられ、唐突な感じですが。「...協議する機関（運営協議会）」とでも加えた方が理解しやすいと思います。

「おわりに」については、第1回から第3回までの議論を踏まえながら、先ほど紹介しました7月の市史編さん委員会の場での議論やそこで私が感じたことを文章化したものです。「今こそ」というところが最も言いたかったことです。「もっと早く文書館ができていてもいいじゃないか」という気持ちもあるかもしれない、しかし、機が熟することも重要で、今がその時であり、一方で、先延ばしにはできないという気持ちを表現しています。

1番目のところでは、市史編さんの蓄積の中で集められてきた色々な資料を適切に整理、保存、活用していくためには、猶予がないということを書いています。

2番目は公文書の管理が公正な行政を行う基礎であることが多くの国民の共通理解となってきました。資料集の年表でも、南スーダンPKOの日報、森友、加計学園を巡る問題などから国の公文書管理への注目が高まるという項目があります。公正な行政、民主社会の実現のためには、適正な公文書管理が必要なのだということが注目されています。こうした状況を踏まえても「今こそ」です。

3番目では、本文にもありましたが、旧家などでも、古文書などを個人で保存できないというような状況をあちこちで耳にするようになってきています。そうした状況の中で、地域の公共財である文書にいかに対応するかというのは行政の責任であるという点でも「今こそ」です。

4番目は少し観点を変えています。文書を個人で管理できなくなってきた市民が、市史編さん室に相談に来られるというような状況や、市庁舎の引越しなどに伴って各部署から大事な文書が文化遺産活用課へ運ばれてくるというようなことがあります。それは、先ほどの、ア) やイ) 全般にわたって、文書が大事なものだという認識が定着してきていることの表れです。文書館を作る条件が揃ってきたのだという意味でも、「今こそその時」という思いを、これまでの委員会での議論を通じて強めてきたということをおわりに」に書きました。

下から3行目の「業務の検討に当たった我々」としてありますが、1行目では「私たち和泉市文書館業務検討委員会」としてありますので、「我々」も「私たち」に修正した方がいいと思います。

今回の会議に先立って改めて全体を自分なりに見直してみて、的確に修正されたと思いますし、さらに発展するような形での修正がなされ、かなり充実したと思います。

今の点について、事務局からでも結構ですし、他の委員からご発言がありましたらどうぞ。

・事務局（細川）

いくつかご質問がありましたので、先にそちらについてお返事してもよろしいでしょうか。

まず、「見え消し版」の4ページのイ) 歴史公文書の箇条書きの部分についてです。1つ目の「実施機関...」と4つ目の「市の組織」が重複しているのではないかとご指摘を頂きましたが、実は私も修正した後で気になっていたところでした。他の先生方からご意見がなければ、できれば修正したいと思います。1つ目の「実施機関」はそのまま、4つ目は「市域の歴史」から始めるという修正が可能であるならば、修正したいと思います。

「4. 施設、体制などについて」の(2)の「文書庫（もんじょこ）」と「資料保管庫」との関係ですが、現に市史編さん室で「資料保管庫」と名前が付いているだけのことで、意味するもの

は同じと理解しています。統一した方がよろしければ、そのようにしたいと思います。

また「(6) 必要な例規、基準の整備、運用」について、具体的な説明を、とのことですが、現用の公文書の適正な管理と文書館とは両輪で考えていかねばならないということは、第1回会議以来説明があったかと思います。その中で、公文書管理条例を目指さねばならないのではないかということです。公文書管理条例と文書の保存年限の見直しは表裏の関係だと思えます。公文書管理条例の制定も含め、公文書のライフサイクル、つまり発生から文書館に移管するまでの流れを見通して考える必要があるということを書いています。それは文書館ではなく、現用の公文書管理を担当する部署の責任になってくるかと思えますので、文書管理担当課において検討してほしいと書きました。お答えになっていないかもしれませんが、以上です。

・委員長

1点目については、重複しても良いという考え方もあるかもしれませんが、意味することが同じであれば削ってもいいのではないかと思いますので、他の委員のご意見も伺いたいと思います。

「文書庫(もんじょこ)」と「資料保管庫」についてはこだわりがあるわけではないのですが、「あれ?」と思ったということです。

3点目については、文言はこのままでいいと思うのですが、保存年限のあり方の見直しがどういう効果を持つのかということについて確認しておきたかったということです。廃棄につながるようなことではなくて、むしろ歴史公文書として文書館のほうに移管されていくようなシステムを意味するのであれば問題ないのですが。

・事務局(細川)

たしかに、今まで永年にしていたものが廃棄されるということが心配されるかもしれませんが、適切に歴史公文書を文書館に引き継ぐためにも、保存年限の見直しということが必要になるという意味で記述しました。

・委員長

他の方からはいかがですか。

・佐賀副委員長

塚田先生のご尽力もあって、今回提案して頂いた内容に関わる趣旨の補足や追加全般に関してはほぼ異論ありません。さらに良くなったという感想を持ちました。

その上で、改めてこの最新の案を見て、論点になると思ったのが、「ぶんしょかん」ではなく「もんじょかん」という表現を使うということの意味合いについて、一定の明示をしなくていいのかということです。名称についても、「いずみの国」を取って、現状では「和泉市文書館」という半分一般名詞のような言い方になっていると思います。そうすると「ぶんしょかん」ではなく「もんじょかん」と読む意味合いを補足してもいいのかなと思いました。具体的に言うと、今回、「1. 文書館の基本理念」の末尾の※の部分に、後に触れる歴史公文書も含めてより広く地域の歴史資料を「もんじょ」と位置づける。その観点から、この施設を「もんじょかん」と読ませたいというような趣旨の説明を、

ここに入れても良いと思いました。

関連して、「見え消し版」の9ページ(4)に「文書館は、公文書館の機能も有しており」という表現があって、趣旨としては一貫していると思いますが、条例設置が望ましいという趣旨に沿って言うと、「文書館では歴史公文書も扱うので」という書きの方が良いかもしれません。「もんじょかん」と呼ぶことで、より広いものを対象にするということになると思いますし、和泉市史のこれまでの取組みを踏まえると、狭い意味での行政文書だけではなく、過去の行政文書或いはこれから発生する歴史的公文書も含めた地域の歴史資料全体を活用していくのだという趣旨には大賛成なので、「もんじょかん」と読むことについて積極的な意味づけをしてもいいかもしれないと思いました。

「おわりに」の市史でこれまで蓄積してきた「多くの貴重な資料」が、歴史公文書も含めて正に文書館が扱う文書だと思います。ここも「文書(もんじょ)」と言い換えるのがいいのか、全体を貫く扱う対象物の呼び名、中でも「文書(もんじょ)」という呼び名には、この文書に関わる全体的な意味がありますので、意識的な説明を検討してみてもいいと思いました。

他にもありますが、最低限のことを先に言っておくと、「おわりに」の「第4に」の1文目が「定着してきています」とありますので、「いて」の削除が必要です。

・委員長

本日は最終回ですので、大きな修正は困難だと思います。できれば佐賀さんの方で今の文書館についての修正の案をこの場でご用意頂きたいと思います。全ての箇所でも修正しなくても、最初のところで明確にしておけばいいと思います。確かに「もんじょかん」という文字に、或いは読みに込めた意図は、和泉市の担当者の間では共有されていると思いますが、それを言葉にしておくということも重要な指摘だと思いますので、可能であればこの会議の最中に修正案を出して頂くようお願いします。

・副委員長

了解しました。

・委員長

他の方からもどうぞ。

・佐々木委員

佐賀さんのおっしゃった「もんじょかん」についてですが、説明も当然ですが、「もんじょかん」という言葉が出れば、この答申に関しては、読み仮名をふっておくというのがひとつかと思っています。何度も「公文書」だとか「文書の保存」だとか、いろんな意味で「文書」という言葉が出てきますが、佐賀さんのおっしゃるような意味で言えば、固有名詞として「文書館(もんじょかん)」と呼ぶということ、全体を通してきちんと意思表示しておいた方が、全体が分かりやすくなると思います。他の館の文章を読む時も、「『ぶんしょかん』だったかな、『もんじょかん』だったかな」と振り返りつつ読むことがあります。これは答申ですので、そうした説明とともに、少しくどいようですが、仮名をふっておくというのもひとつかなと思いました。

それから、4ページの「実施機関」と「市の組織」について付け加えたいと思います。これについ

ては、「実施機関」については、事業を実施する組織ということになりますが、調べものをしたりする際に、市の組織の変遷がよく変わっていて、分からなくなることがあります。災害対策本部のようなものと、実施しているのが「親」の組織になりますが、その組織自体が動いていくというようなこともあります。市の組織の変遷というのも、市域の変遷と同じような考え方できちんと取り組んでおくというのも良いのではないかと思いました。ですから、このままにしておくのも良いのではないかと思いました。

・委員長

今のご意見は、提言書の初めに「文書館（もんじょかん）」とあるけれども、他のところにも読み仮名をふっていったほうが良いというご意見ですね。

・佐々木委員

そうです。「ここは文書館（もんじょかん）である」ということを、全体を通して明示するのも良いかなと考えています。

・委員長

「実施機関」と「市の組織」の箇所については、もう少し皆さんのご意見も伺いたいと思います。先ほどの事務局の説明では、「市の組織の変遷」を削除する方向でということでしたが、修正せずにこのままということでもいいかと思います。島田さん、今の点以外も含めて、いかがでしょうか。

・島田委員

本日の再々修正案でよろしいかと思っています。その上で、佐賀さんがおっしゃった「もんじょかん」についての説明を加えるのは賛成です。ただ、読み仮名を全てにつけるのはくどいかな、という気がします。

「市の組織の変遷」のことについても同感です。それ自体も市民の歴史ですから、その跡付けは極めて大事だと思います。それも含めて4ページのところは、これで良いと思っています。

その上で、私からは3点あります。この答申が出た後、市で実務的に設置、運営に向けて進められる論点があるだろうと思われる事柄です。

まず1つ目は所管についてです。今は教育委員会の中の組織であると思います。他の自治体では、公文書を扱う部署はだいたい市長部局なり知事部局なりです。教育委員会でだめだということではないのですが、多分それが和泉市における位置づけということになってくるのだと思います。これを自覚的にされるのが大切なのかなと思いました。さらに言えば、歴史館との関係がどのようになるのかなと思います。一体運営を目指すということですが、管理職の配置や、職員の配置とか、職務の範囲とか、こうしたことがこれからの問題になってくるかと思っています。これからできる文書館の専任職員ということを我々は強調していますが、そうした職員は歴史館にも当然必要でして、そのあたりはどのように整理されるのかという議論が必要になるかと思っています。

2つ目ですが、運営協議会のところで、評価選別や公開に関することの検証ということですが、自発的な勉強会としてやるような会ではなくて、やはり市民が不服申し立てをできる場ということだと

思います。この答申にそこまで書くものではないと思いますが、市民の請求に対し、「このように公開します」という文書館の行為が、行政処分であると位置づけるかが大きな分かれ目だと思います。これも市役所として位置づけをする必要があると思います。和泉市においても、行政不服審査制度があって、ホームページでも公開されています。たとえば、そこで取り扱うようなものになるかとか、そういったことが大事になってくると思います。運営協議会の役割がどういうものかということとも関わってくると思います。答申に盛り込まないといけないということではありませんが、これからの論点になろうかと思っています。

3つ目は文章の形式的なことですが、最初に空白ページを挟んで右が奇数になるようにした方が、横書きの文章としては良いと思います。

・委員長

島田さんがおっしゃったように、和泉市が文書館を実際に立ち上げるにあたって、検討していくべきことだと思います。我々は、教育委員会の中に文書館があるということを当然のこととして考えていることを、きっちり押さえておく必要があるということだと思います。

事務局から何かありますか。

・事務局（森下）

今ご指摘いただいた点は、いずれも重要な点ですので、検討していきたいと思います。順番が反対になりますけれども、3点目からいきますと、答申をいただいた後に、色々な手続きを経て、公開したいと思っていますので、巻末資料も含め、体裁を整えて印刷して外に出したいと思っています。

内容に関わる2つの点ですが、1つ目の所管ですとか、歴史館との関係で言いますと、確かに歴史公文書を扱う機関が首長部局にあることも多いのですが、教育委員会で持っているところもありますので、今までの通り、教育委員会文化遺産活用課の所管で、歴史館と一体的な運営を進めたいと思っています。文化遺産活用課は色々な事業を持っていますが、1課1係で限られたスタッフですので、その限られたスタッフをまなびのプラザに集中させることで、マンパワーを有効に活用して「総合的な歴史のセンター」を作っていきたいと思っています。どういう形で運営していくのかということを検討しているところです。

実際に、近隣の例で言いますと、尼崎市が最近、アーカイブズ機能と博物館機能を合わせた総合的な歴史博物館を開設しました。こちらも教育委員会の所管になっているようですから、参考にしながら、具体化を図りたいと思っています。

2つ目の不服申し立ての件ですが、こちらは総務管財室と相談している中でも、公文書管理条例や運営協議会を具体化する中で当然検討していく重要な論点として確認しておりますので、今後考えたいと思っています。

・委員長

前田さんから何かご発言はありませんか。

・前田委員

「もんじょかん」の説明をきちんとすべきということは先生方のご意見に賛成です。ただ、全てに読み仮名をつけるのは、たくさんの場所になりますので、どうかと思います。

実施機関の変遷というところですが、やはり今のままある方が分かりやすいかと思います。

3ページの「文書を後世に伝えるため」とありますが、伝えるだけではなくて、「活かす」ということを書いておいた方が良いのではないかと思います。

それから、設置場所をまなびのプラザにするという点について、今の建物のままではスペース的にどうかと感じました。また、駐車場が少ないですね。実際、春や秋の良い季節にはなかなか駐車できないということがありますので、全体の建物としての検討をして頂けたらありがたいと思います。

・委員長

言われてみると、確かに駐車場が狭いですね。

・事務局（森下）

まなびのプラザに移った場合ですが、現在、歴史館として使用しているスペースの中に文書館が入るという訳ではありません。現在、まなびのプラザは半分を緑化センターが使用していますので、そこを調整して、文書館のスペースを頂くよう交渉しています。現在の市役所分館の市史編さん室が移る程度のスペースであり、今後増えてくる歴史公文書を保管するスペースは十分ではないので、文書庫につきましては、まなびのプラザではなく、別の場所で確保できるように政策企画室と交渉中です。いくつか候補地は挙がっていますが、耐荷重の問題や保存環境の問題など、色々とクリアしなければならない課題がありますので、行き先は決まっていますが、一定の保管スペースが必要であるということは回答を得ていますので、調整を進めているところです。

・委員長

チャットに、佐賀さんから修正案が届いています。

・副委員長のチャットでの発言

見え消し版p2の修正案（先ほどの佐賀発言を具体化する修正案）

・04本文の「文書」にはルビをつけ「文書（もんじょ）」とする。

・014-15注記を以下のようにする（◆と◆の間が追記）。

※この文章において、文書◆（もんじょ）◆とは、◆後述する古文書をはじめとする地域資料や歴史公文書（こうぶんしょ）を包括したものです。ここには◆文字資料だけではなく…〔以下は同文〕。

・副委員長

島田先生が言われた点は、歴史館がある所に行くのがいいのかどうかということに関わる、とても重要な点だと思います。前回議論になった見え消し版8ページの「（1）人材」の部分ですが、前回の議論にもあったように、地域資料を扱う部門と、歴史公文書を扱う部門と、普及事業と、という感じで、単純に機能的に担当者を1人ずつ充てるという考え方は不十分と言いますか、そのようにだけ考えるのが良い訳ではありませんので、様々な機能をそれぞれの専門性を持つ人が包括的に担えるよ

うな形の人が運営してもらうのが一番良いとは思いますが。今回の最終案では、具体的な人数については記載がないのですが、やはり、特定の機能に特化する訳ではないけれども、最低でも3人、それ以上の専門職の職員をぜひ置くべきではないかということは、私の意見として申し上げておきます。

この問題については、島田先生のご発言と少し関わっていて、いずみの国歴史館と一体運営となると、どうしても人員はもっと少なくてもいいのではないかという話になりがちなところもありますので、文書館は文書館として固有の役割と機能、それに見合った専門性のあるスタッフが配置されるべきだと思います。一体運営について市民にとって利益になることは必要なので否定はしませんが、文書館として必要な機能を削ぎ落とすことのない形での一体運営や、同じ場所での設置というようなことを意識する必要があると思います。

・委員長

加筆のところについては、事務局からいかがでしょうか。今のような形での修正ということであれば、この委員会の中に確認できるかと思います。

・副委員長

この注記のところに「こうぶんしょ」とルビをふれば、「歴史公文書」は「れきしこうぶんしょ」と読むということが明示されると思うので、これで殆どのケースに対応できると思います。佐々木先生の趣旨にもこれで対応できると思います。

・委員長

「市の組織の変遷や市域の歴史…」というところですが、ここは残したほうがよいということで、そういう方向で取りまとめていただければと思います。

それから、佐賀さんから、必ずしも答申に載せる訳ではありませんが、記録に残しておきたい発言として、大事なご指摘をいただきました。

・副委員長

実施機関云々の点については、私が以前修正提案してしまったので、申し訳なかった気もします。残す方向で異論はないのですが、改めて触れられた「見え消し版」4ページにある「実施機関」は、「議会は含まない」というニュアンスが含まれているようにも読めます。そうすると、歴史公文書の対象が限定されるようなことになりかねないような気がします。その点については、そもそもどのように考えて原案を作っているのか確認しておいたほうがいいかと思います。

・委員長

ここは、他の事例をベースに考えていたところだと思います。事務局からご説明をお願いします。

・事務局（森下）

実施機関というのは、先行する都道府県なり市町村なりの公文書管理条例なども見てこういう形で表記しているのですが、例えば鳥取県の評価選別基準ですと、「実施機関の組織及び機能…」が対象

となっており、その中に県議会の議案書や決議書などが収集の対象に含まれています。

本市でも実際に旧町村役場の公文書につきましても、各町村議会の議事録は議会事務局から移管を受けています。理論上は微妙なところかもしれませんが、実際には議会の文書も移管を受けています。事実上、議会から議事録等を引き継ぐことはあると思いますが、実施機関の中に議会を含むかどうかは微妙なところがあるかもしれません。

・委員長

文書館を設置するのは行政組織としての市ですね。その行政組織の中に議会などももちろん含まれているということで、設置する機関が行政の実質で、実施機関イコール市と理解できるのかと思っていましたし、これを読んだときに先ほど、「実施機関の組織及び機能並びに政策の検討過程…」とありますが、これは歴史そのものだなと思いました。1つ目は、市そのもの、行政単位としての、あるいは政治体としての市で、その次に市民とあり、市の構成員である市民個人に還元できない社会環境や自然環境ときて、歴史や文化…と続きますので、非常に論理的に組み立てられているというのが再読した際の印象だったので、1つ目と4つ目が重なっているように思った次第です。ですから、実施機関ということの意味は市の総体であるという理解になると思いますし、他でそのような言い方をされているところで、敢えて「市」と言い換えてしまうと何か実施機関という風に使われる行政上、或いは法的な意味合いが込められているとすれば、削除してしまうのは不安を感じますが、内容的には、先ほど言った論理序列になっていて、4つめのところで若干重複があっても目を瞑るとしたら、残してもいいのかなと思いました。

・副委員長

鳥取県の評価選別方針を見ると、「鳥取県公文書等の管理に関する条例（略）に基づき、各実施機関の保存期間が満了した簿冊及び議会文書を」という書き方をされていて、この「及び」がどこからどこまでを並列しているのかちょっと分かりにくいのですが、ここでは、実施機関という表現は、議会を含まない執行機関という意味だと思います。大事なのは、和泉市の文書館は、議会の文書についても基本的には扱うということが確認できるのであれば、議事録でそうしてほしいという希望として述べたと残しておきたいと思います。森下さんが説明されていたように、旧町村議会の文書も収集しているということですので、その流れで行けば、当然、議会に関する文書についてもとても重要な文書になると思います。その趣旨が確認できていれば、後は具体的な選別方針というものを立てるときに関係部署も調整の上で、移管の仕組みだとか、選別の仕組みだとかというものを検討する中で、考えればいいと思いました。

・委員長

佐賀さんの今の説明でよく理解できました。鳥取県の事例を聞いたところでは、市という行政組織の中の様々な中に実施機関が含まれています。その総体が市という行政単位です。ですから、それぞれの実施機関というものは、単体では市そのものではない。もちろん、市あるいは県などの公文書館なので、市なり県なりに含まれる実施機関となるので、議会も含めば、教育委員会も含めば市の行政機関ということも含むという関係になるのであろうと思いました。ですから、実施機関イコール市で

はないが、1つ目の項目は市に含まれる多様な実施機関の総体、それがイコール市を表現するという形になるのだろうと、私は理解しました。

ただ、この段階で、このことを巡ってはっきりしないままにするというのは困難なので、残すなら残すということで、皆さんご同意いただけるのであれば、4つ目のところに「市の組織の変遷」ということも残した形で答申ということにできればよいかと思います。

島田さん、いかがですか。

・島田委員

異議はございません。議会を除外する恐れがあると言われてみれば、そうかもしれないと思いましたが、どうすればよいかと考えていたところです。

ここはわざわざ「実施機関及び議会」と書くところでもないと思いますし、市議会事務局も実施機関であると思ったりもしますが。議会を省くなどという意図ではないと思いますし。

・事務局（総務管財室 澤田）

先ほどから、実施機関の定義についてのお話になっているかと思います。本市の情報公開条例において、実施機関について定義されています。そこで、実施機関に何が含まれるのかと言いますと、市長、教育委員会、行政委員会である選挙管理委員会、公平委員会、監査委員会、農業委員会、固定資産評価委員会、水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う市長、消防長並びに議会という形になっております。必ずしも情報公開条例に規定する実施機関と同じとするかどうか分かりませんが、もし同じということであれば議会に関しても含まれてくるものと考えられます。

・委員長

ありがとうございます。今の実施機関の総体が和泉市であるということで、先ほど私が「こうかな」と思っていた理解が確認できたように思います。

1項目めについては変更する必要はないと思いますので、4項目めをこのままにするか、問題は限定されると思いますので、いかがでしょうか。最終確認をして、そろそろ議論を収束させたいと思います。

・事務局（森下）

元の案の通り残すということでよろしければ。

・委員長

それでは、そのようにしたいと思います。

再々修正案ということで出されたもので大筋そのとおりで皆さん同意いただけると思います。その上で、若干の修正は事務局にお任せするとして、大きなところで言いますと、先ほど2ページのところについて佐賀副委員長から補筆して頂いた内容で修正するというのも含めて、答申とするということでご異議ございませんか。

・副委員長

「おわりに」について何点かあります。

1段落目に「公文書管理をめぐる国の動向」とありますが、国だけではなく、社会全体の動向だと思います。「国や地域」や「政府や社会」などという書きの方がいいのかなと思いました。これは参考意見です。

「第4」のところですが、和泉市の現状に触れているところです。「増えてきたとのことですか」「引き継がれたとも聞きました」と伝聞調で書かれています。本文では、実際は伝聞であっても言い切りで書かれていますので、敢えて伝聞にしなくてもいいかと思います。

「第2」のところの3行目の「市の責務であることは言うまでもありません」についてです。「おわりに」の全体の趣旨は文書館が「今こそ必要である」「急がねばならぬ」ということなので、「責務」でも良いのですが「急務」としても良いかと思います、

いずれも比較的軽微なものです。表現について気になったところです。「おわりに」の全体の趣旨については賛成ですので、事務局で最終調整をする対象として頂いて構いません。

・委員長

佐賀さんから頂いたご意見ですが、1点目については「はじめに」に書かれていることに対応させるような形で書いたのですが、「国の動向を踏まえて」と書いたのですが、もし適切な加筆が可能であれば、事務局にお任せしてよろしいですか。

それから、言い切りの問題についてですが、どちらかという、「おわりに」については、委員の一人としての気持ちの表明のつもりで書きましたので、敢えて本文と少しトーンを変えたつもりですが、ここもお任せしてよろしいでしょうか。

このほかの点については、これを答申としてよろしいでしょうか。

・全委員

異議なし。

・委員長

異議なしということです。軽微な修正は事務局に一任し、当委員会からの答申としたいと思います。

以上で本日の審議は終了します。会議録の作成についても、ご協力をお願いいたします。

4回にわたって、議論を積み上げてきました。私にとっても、とても勉強になりましたし、現在の地域の資料や公文書というものが直面している色々な課題がある中で、どのような方向が和泉市にとって必要なのかということを考える良い機会を与えて頂いたと思っています。

また、これがこういう形で和泉市なりの文書館ということの取りまとめができた背景には、市史編さん事業の蓄積があったということも改めて確認しました。私自身が、先般の市史編さん委員会での指摘も受けることで改めて「おわりに」に書いたようなことを考えた次第でありまして、最後のところを書きましたけれども、この答申を受けて和泉市のほうで、歴史に学び、現在を捉え、未来を見通すための立派な文書館が作られることを期待していますし、私自身も力になれることがあれば、一緒にやっていきたいと思っていますので、今後ともよろしく願います。

どうもありがとうございました。

・事務局（森下）

塚田委員長はじめ、みなさまどうもありがとうございました。
会議の閉会にあたりまして、小川教育長から一言ご挨拶申し上げます。

・小川教育長

本日は長時間にわたりありがとうございました。昨年8月に発足した当委員会も無事に最終回を終えることができました。皆様のご協力に厚くお礼申し上げます。

全4回にわたる充実した議論の中で、本市が目指すべき文書館の姿が形作られてきました。これからは中身の具体化に向け、事務局一同、一層の努力をしてみたいと思います。今後の予定につきましては、この後、事務局から説明がございしますが、検討委員会から答申を頂く様子をプレスリリースするなど、本市の取組みについて、広く周知を図り、文書館開設に向けた機運を高めてまいります。

委員の皆様には今後もお教えを請うことがあるかもしれませんが、その節は何卒ご指導のほどお願い申し上げます。

改めまして、約1年にわたりお世話になりましたことにお礼を申し上げまして、挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

・事務局（森下）

長時間にわたり、ありがとうございました。今後の、この答申の取り扱いに関するスケジュールですが、さっそく来月9月の教育委員会の定例会で報告し、12月の市議会でも報告し、関係課との調整を図りながら具体化を進め、適切なタイミングでプレス発表等もしたいと思っています。この答申を力に、具体化を図り、来年度の予算要求等も進めていきたいと思っています。実現までには、色々な課題に直面すると思いますが、より良い文書館となるよう、この答申を踏まえまして、事務局としても努力してみたいと思いますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

以上をもちまして、第4回和泉市文書館業務検討委員会を終了いたします。